

日中友好新聞

読字英原田 親

No. 619

2010/10/25

日中友好新聞

日中友好協会創立60周年

記念講演とシンポジウム（本部） ひらく

10月9日（土）東京御茶ノ水の東京ガーデンパレスで2500人満席の会がひらかれました。

4時間にわたる講演とシンポジウムは小雨のなか、きわめて充実した午後でした。

記念講演は伊藤敬一名誉会長による「日中関係と友好運動の60年と未来」で、戦後の民主主義の流れが友好運動の原点であること、協会結成時にかかげた「日本国民の誤った中国観を深く反省し、この是正に努力する」という宣言の重要性を述べました。

シンポジウム「日中関係の未来を展望する」の第一部は、石島紀之、フリス女学院大学名誉教授の「日中戦争の研究から」の報告ではじまりました。南京事件をはじめとする国際的共同研究が世界に広がり、市民参加で理解が深まりつつあると発言。

つづいて山田朗、明治大学教授は「日本近代史研究から」と題し、中国の再分割戦としての第一次世界大戦から日中戦争への流れのなかで「記憶」が継承されない構造を検証したいとのこと。断絶をのりこえられるか。

していることを、パワーポイントを使って説明されました。

つづく劉傑、早稲田大学教授は「日中歴史認識問題研究」の立場から、歴史観の共有は可能か」と問いかけ、国家間の問題にとどまらず、国内問題とも複雑にからみあっていることを指摘しました。

第二部は「現状を分析し未来を展望する」をテーマにして、まず大西広、京都大学教授は「中国経済の現状から」中国の地域格差がちじんでいること、貧困人口がへつっていること、砂漠もへつ

いづれの国も「発展途上」であると再認識しました。

竹内和夫

■主要経済指標による日中の発展段階比較

【出所：関志雄『チャイナ アズ ナンバーワン』東洋経済新報社、2009年、41頁】

	中国（直近）	日本
平均寿命（歳）	73.0（2005年）	72.9（1971年）
乳児死亡率（千分比）	15.3（2007年）	15.3（1968年）
第一次産業のGDP比（%）	11.3（2008年）	11.3（1965年）
都市部のエンゲル係数（%）	37.9（2008年）	36.7（1962年）
1人当たり電力消費量（kWh）	2,476（2007年）	2,387（1968年）

日中友好協会創立60周年記念岡山集会

岡山市内のホテルで各方面から65名の参加者

日中岡山支部事務局長 小林軍治

日中友好協会岡山・倉敷支部は9月26日、岡山市内のホテルで「日中友好協会創立60周年記念岡山集会」を開き、各方面から関係者65人が参加しました。

岡山支部の竹内和夫理事長は、開会のあいさつで「一九五〇年十月一日、日中友好協会は井原市出身の内山完造氏を初代理事長として東京で結成された」と述べ、運動の先輩である

久山さん、原さんなど五人の足跡を紹介しながら、岡山のあゆみを話し、今後日中不戦再戦は、憲法9条を生かす道との立場で運動をすすめていきたい」と語りました。

集会での第一部は、日中友好協会本部の矢崎光晴事務局長から、「日中関係の現状と課題、そして展望、変化する中国と日中友好運動の役割」と題した記念講演がありました。

日中国交回復三千万署名運動や、中国「残留孤児」訴訟と帰国者支援活動、太極拳などの文化活動及び「文化大革命」期の大国主義干渉とのたたかいは、60年の歴史をふりかえり、日本国民が中国との友好な関係を築くには、中国を盲目的に擁護することなく、また偏見に根ざした中国観をもたないことが必要「なことを強調しました。

また「私たちは、日本国民の自主的運動の立場から日中両国民の草の根の交流を大切にしてきた」と話し、尖閣諸島付



開会のあいさつ 竹内岡山支部理事長

祝賀会のなかで、岡山県華僑華人総会の劉会長、岡山市福祉援護局の直本次長、日本共産党武田県会議員、倉敷医療生協杉山理事長、県労会議花田議長から60周年を祝うあいさつがありました。

岡大留學生の馬さんの発言は参加者に感銘を与えました。

最後に青木理事のリードで参加者全員が輪になり「東京―北京」を大合唱し、倉敷支部の大森支部長が閉会のあいさつを行ない、会を閉じました。



閉会のあいさつ 大森倉敷支部長

近の漁船衝突事件については、理事長談話を引用し「今回は、相手国への不信感を増幅させないよう政府・民間とも冷静な対応と話し合いにより平和的に解決することが大切である」と訴えました。

第二部の祝賀会では、風華太極拳の表演、三線とオカリナの演奏、「蒙古踊」などで大変盛り上がりしました。特に矢崎光晴さんの「蒙古踊」は、元戦犯の父親が撫順戦犯管理所で人間再生の象徴として、また日中不戦再戦の思いをこめて踊り続けていたもので、自分も父親の思いを引き継いで踊っている」と述べるなど、参加者に感動をもたらした会場全体が「日中不戦再戦」の思いに包まれていました。

追記
今回の集会で、創立60周年を記念して協会本部が出版した「日中友好運動のあゆみ」を西森理事の巧みな販売活動で50冊を完売しました。

発行所
日本中国友好協会
〒113-0045 東京都文京区
西新井1-1-1 東武ビル3階

日中友好協会
岡山支部
〒700-8236
岡山市東区3-8-30 511
TEL:0861272-3010
郵便番号11所
01250-0-3835

日中友好協会
倉敷支部
〒713-8011
倉敷市港島中央1-8-1
(宮地方)
TEL/FAX:0860446-2711

日中友好協会岡山支部ホームページ
http://rizhong.web.infoseek.co.jp
メールアドレス
rizhong86@hotmail.co.jp

残留邦人向けの介護保険の説明会

広島県の中国・四国帰国支援・交流センター主催



9月19日、高島公民館で、広島県の中国・四国帰国支援・交流センター主催で、残留邦人向けの介護保険の説明会が行われ、35人が参加しました。今回、岡山市の介護福祉課の職員を講師に招き、支援センター職員の高山さんが通訳し、介護保険申請の流れや主な注意事項が説明されました。パンフレットに沿っての説明が終わった後、質疑応答に移り、大森さんから次のような発言がありました。

新支援法ができて、3年たちました。裁判が終わって、残留邦人との約束で、毎年一度厚生労働大臣と懇談会をする時間が設けられている。今年の5月にもあり、参加しました。その時も、国には提案してはいますが、残留邦人が優先される老人ホームをつくらせてほしい。中国語、日本語も堪能な二世などを職員として雇えば、就職問題も解決できる。実際兵庫県で同じような試みがあると聞いたことがある。しかし、岡山では老人ホームが見つかっても、日本語がでないなどの理由で入所を断られたりする。同様の発言が高杉さん、高見さんからもありました。

これに対して、介護福祉課の職員の高杉さんから以下の回答がありました。今の段階では全国的に老人ホームが足りない状況です。岡山でも施設によって、100人待ちのところもあるそうです。中に、今必要なくてもとりあえず予約だけしておく人も少なくない。こうしたことで、現状がさらに圧迫されている、だからといってたくさん老人ホームをつくるわけにもいかない。とはいえ、昨年より岡山市は政令指定都市となり、昔に比べ、国にモノが言いやすくなったので、ぜひ皆さんの要望を国に届くよ

うに。また、日中岡山の小林事務局長から、以下のような発言がありました。

毎年、弁護士・元原告団が国に介護や老人ホームのことを提言しているが、しかし、国として、自治体から要望がない限り、なかなか動きたくないのは現実。支援法ができてから全国でもう50人近くの帰国者が亡くなりました。つい最近岡山でも一人亡くなりました。できれば自治体も国に現状を報告し、両方から働きかけ中国帰国者の切実な悩みを解決していきたい。」

今後もうこうした会を継続していく必要を感じました。

岡山市支援・相談員 馬小菲



第80回日中文化講座

「いまの中国をどう見るかー映画・漫画を通してー」

石子順氏 講演 26



5番から10番までは現代の中国の漫画です。中国は一コマ漫画がすごいです。漫画家協会にはプロが千人近く、セミプロを入れると八千人ぐらい漫画家がいるといわれます。5番の漫画は英才教育ですね。女の子がそんなことしたくないのに、お母さんは一生懸命ヴァイオリンをやらせようとしている。これは今の中国のはやりですね。6番のお父さん、お母さん、また来週来るわね！」と、声が

次回の新聞発送作業は11月1日(月)午後1時半〜民主会館2階で行います。前回お手伝いくださった方です。葉吹林 和製、稲貝小竹 竹西三

するだけで、娘夫婦と孫が遊びに来たらしくて、一杯食べて食べ散らかしたのに、彼らはさっさと帰っていく。ドアのところに手が3本出ています。大人の手二つと子どもの手一つ。残された凄まじいところ、それを年老いたお父さんお母さんがあぜんとして見ているという、すごい情景ですけど、これも「日本でもありそうな風景かな」なんて思ったりします。冷蔵庫も空っぽになってますね。酒は飲み放題で、下にはビールの空き瓶などがあつて、すさまじいような状況になっている。時計が9時5分を指しているというのも、なんと細かい情景ですね。

つづく

「救援新聞」010・10・5号 熊本・中国人実習生訴訟 ずさんな監査を断罪 責任追及に道開く判決 福岡高裁

外国人研修・技能実習制度で来日した中国人技能実習生が、過酷な労働を強いられ、最低賃金法違反を告発した熊本・中国人実習生訴訟で9月13日、福岡高裁(西謙二裁判長)は第一次受け入れ機関の責任を認め、慰謝料の支払いなどを命じる勝利判決を言い渡しました。判決は、一審の熊本地裁判決と同様に実習生の労働者性を認めると同時に、人権侵害の防止などのために研修生を管理する事業協同組合などの第一次受け入れ機関の管理責任について、一審よりも踏み込んだ判断をおこないました。特に、機関のずさんな監査を指摘し、内容次第では賠償義務を負うことを示しました。これは、全国で初めて、機関に対する責任追及の道筋をつけた画期的なものです。

原告の1人、劉君(リュウジュン)さん(写真左)は記者会見で、「勝ててうれしい。私たちだけでなく、全国の実習生にもいい影響を与えたい」と語りました。



勝利の垂れ幕を掲げる原告ら(福岡高裁)